

会費値上げに関する「定款の一部改訂」の提案

日本気象学会
理 事 会

<趣旨>

学会の運営および活動は、会費収入を主とし、文部省助成金や学会の事業収入などを補いとして、賄われています。学会当局は、物価高などによる諸経費漸増に伴う学会の負担増に対して、経費節減に対応して参りましたが、今後の学会活動とそれに見合う健全な財政とを維持してゆくためには、今の時点で会費を上げざるをえない状況にあると判断致しました。そのため、会費に係わる定款の一部を以下のように改訂することを提案いたします。

日本気象学会定款

現 行

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する個人
 - A 会員 会費として年額5,500円を納める個人、ただし在学中の会員は年額3,500円とする。
 - B 会員 会費として年額10,300円を納める個人、ただし在学中の会員は年額6,500円とする。
2. 特別会員 この法人の目的事業に賛同し、会費として年額6,000円を前納する個人、または1口9,000円を1口以上納める団体。
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口7,200円を1口以上、B会員として1口14,400円を1口以上納める団体。
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額30,000円以上を納める個人または団体。
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功労のあった者で総会の議決をもって推薦する個人。
前項第1号の会費の納付期限は、12月末日限りとする。通常会員をもって民法上の社員とする。

改正案（改正条項のみ）

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する個人
 - A 会員 会費として年額6,900円を納める個人、ただし在学中の会員は年額4,200円とする。
 - B 会員 会費として年額12,600円を納める個人、ただし在学中の会員は年額8,100円とする。
2. 特別会員 この法人の目的事業に賛同し、会費として年額6,600円を前納する個人、または1口10,200円を1口以上納める団体。
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口9,000円を1口以上、B会員として1口18,000円を1口以上納める団体。
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額40,000円以上を納める個人または団体。
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功労のあった者で総会の議決をもって推薦する個人。
前項第1号の会費の納付期限は、12月末日限りとする。通常会員をもって民法上の社員とする。